

経済水道委員会

説明資料

名古屋城木造天守昇降技術
開発業務委託契約について

令和5年12月25日
観光文化交流局

目 次

	頁
1 「名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託」の概要	1
2 昇降技術に関する公募のこれまでの主な経緯	2
3 昇降技術に関する公募の主な審査基準	3
4 最優秀者の提案技術の主な内容	3
(参考資料)	
復元と復元的整備に関する文化庁の見解	4

1 「名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託」の概要

区 分	内 容
契約相手方	株式会社MHIエアロスペースプロダクション
契約金額 (税込)	78,111,000円
契約期間	令和5年10月31日～令和9年3月19日
事業の目的	公募の最優秀者から提案された垂直昇降設備を名古屋城木造天守に導入し、障害のある人もない人も共に文化財を楽しむことができるバリアフリーを実現するために、技術開発を行うもの
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・垂直昇降設備本体や安全装置を始めとする運転制御等の開発及び設計 ・開発及び設計に基づく試作機の製作 ・検査及び試験により、所定の性能が出ていることの確認 ・安全性や耐久性等について、評定機関の評定の取得
主な特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・垂直昇降設備は、少なくとも大天守の地階から1階の間に導入し、可能な限り上層階への導入を目指す ・高齢者、障害者等の意見を伺いながら開発を進めること

2 昇降技術に関する公募のこれまでの主な経緯

区 分		内 容
平成 (年度)	30	4月 ○第1回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・天守閣木造復元の方針、バリアフリーの検討状況を報告 ・障害者、高齢者、技術開発関係者、市民からの意見等を報告
		5月 ○「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
		12月 ○第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・昇降に関する付加設備の検討状況と、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」、公募スキーム等について説明
令和 (年度)	元	8月 ○名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
		10月 ○第3回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・8月の障害者団体とのワークショップの成果
		11月 ○公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体から意見聴取
	3	3月 ○第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・公募の内容について
	4	4月 ○所管事務調査「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について」 ○公募開始
		9月 ○公募ワークショップ ・提案技術について高齢者、障害者等から意見聴取
		10月 ○公募技術対話 ・公募参加者、技術相談員、事務局が参加し、技術上の不明点やワークショップでの意見に対する対応策について相互対話
		11月 ○公募審査
		12月 ○所管事務調査「名古屋城木造天守閣整備事業における解体と復元を一体とした全体計画（中間報告）について」 ・最優秀者の選定 ○市長定例記者会見 ・（公募で選定した昇降技術について）「1、2階までなら合理的配慮と言える」と発言
	5	4月 ○市民アンケートの実施
6月 ○市民討論会 ○第5回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・復元する木造天守のバリアフリーについて		

3 昇降技術に関する公募の主な審査基準

区分	主な審査基準
最低要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも大天守1階に昇降ができること ・ 柱や梁などの主架構を変更しないこと ・ 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること
加点要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用対象者の範囲が広いこと ・ 誰もが簡単に使えること ・ 可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること ・ 多人数による反復した利用が可能であること ・ 可能な限り健常者の移動経路を妨げず、共存した経路であること ・ 大天守のより上層階まで上がれること ・ 怖い思いをしないで利用できること ・ 他人の助けを借りることなく昇降ができること ・ 可能な限り木造天守の外観や内観を損なわないこと ・ 木造天守に使用されている木材を保護すること

4 最優秀者の提案技術の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階毎に昇降する設備を各階に設置 ・ 大天守内部の昇降が可能な垂直昇降設備 ・ 復元する木造天守の、地震時等に通常の建築物より大きく揺れるという課題に対応可能 ・ 車椅子利用者1名と介助者1名、もしくは非車椅子利用者4名の搭乗が可能 ・ 船舶等への導入実績のある垂直昇降設備をベースに開発し、柱・梁の間に収まる大きさにダウンサイジング

参考 復元と復元的整備に関する文化庁の見解

- ・歴史的建造物を「復元」もしくは「復元的整備」として再現するかは、各事業者において判断されるものと考えている
- ・一般に、当時に存在しなかった階段などについて、再現する建造物の規模や構造等を変更して常設する場合は「復元」とすることは困難
- ・ただし、基礎構造や壁内等の表面上に現れない個所に、現代的な工法等を用いて施工することや、再現する建造物の規模や構造等を変更することなく、当時の姿に戻すことができる形で、付加的、仮設的に階段などを設置する場合には、「復元」とすることは可能であると考えている
- ・いずれにせよ、「復元」か「復元的整備」かに関わらず、現状変更許可申請の内容を踏まえて、特別史跡名古屋城跡の天守台の保存に支障がないか、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解にとって有意義なものかどうか審査して、天守台の上に歴史的建造物を再現する行為の可否について判断することになる
- ・個別の変更箇所の逐一について、「復元」か「復元的整備」かを議論する事に意味はない。全体を見たときにどうなのか、事業者側で判断して、現状変更許可申請されるものだが、「復元」の方が有利とか「復元的整備」が不利だとかいうことはなく、文化庁としてはそこにこだわることはない
- ・バリアフリーについては、再現される天守を広く観覧の用に供することは重要と考えているので、関係者が納得するような形で決着するように対応をお願いしたい

注 文化庁へ口頭で確認